

測量業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1. 処分対象業者

商号	登録番号	代表者	所在地
株式会社 立花コンサルタント	国土交通大臣登録 (8)-第11086号	立花 隆一	鹿児島県鹿屋市

2. 処分内容

測量法第57条第2項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

平成29年9月27日から平成30年3月26日までの6月

(2) 停止を命ずる営業の範囲及び地域

営業の範囲：測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業（注）

（注）基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業

地域：全国

3. 処分理由

株式会社立花コンサルタントの代表取締役（当時）及び社員は、平成28年4月22日開札の南大隅町発注の佐多岬公園線道路改良舗装工事測量設計業務委託（1工区）の指名競争入札に関して、同月20日頃同町建設課において当該社員が同町職員（当時）から前記業務委託の設計額の教示を受けたことを利用して、共謀の上、同社をして、同月20日、電子入札システムにより、設計額から算出した予定価格に近似した金額で入札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

このことにより代表取締役（当時）及び社員は、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の公契約関係競売入札妨害の罪に該当するものとして、平成29年6月16日に鹿児島地方裁判所より懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年7月1日にこの刑が確定している。

以上のことが、測量法第57条第2項第5号及び第7号に該当すると認められる。